



沖縄労働基準監督署発表  
平成 29 年 2 月 15 日(水)

【照会先】

沖縄労働基準監督署  
監督課長 大城覚  
(電話)098-982-1263  
(夜間)098-982-1264  
(FAX) 098-939-3193

## 「労災かくし」の疑いで建設工事業者を書類送検

沖縄労働基準監督署（署長 長濱直次）は、本日、米国軍嘉手納飛行場内の建設現場において発生した労働災害に関する「労働者死傷病報告書」を遅滞なく労働基準監督署に提出しなかった、いわゆる「労災かくし」を行ったとして、沖縄市内で建設工事業を営む事業主A（57歳男性）を労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁沖縄支部へ書類送致した。

### 記

#### 1. 被疑者

個人事業主 A（沖縄市在住 57 歳 男性）

#### 2. 違反条文

- 労働安全衛生法第 100 条第 1 項（報告など）  
労働安全衛生規則第 97 条第 1 項（労働者死傷病報告）
- 労働安全衛生法第 120 条第 1 項第 5 号（罰条：50 万円以下の罰金）

#### 3. 違反の概要

平成 28 年 8 月 15 日、米国軍嘉手納飛行場内小学校の建設工事現場において、左官作業を行っていた労働者 B が約 2 m の脚立上から転落し、左足骨折により入院およそ 70 日間（休業 6 ヶ月以上見込み）となる災害が発生したにもかかわらず、個人事業主 A は、労働災害発生的事实を隠蔽するため「労働者死傷病報告」を沖縄労働基準監督署長に提出しなかった。

#### 4. 参考

- (1) 本件は、被災から 2 ヶ月後の昨年 10 月に被災した労働者 B の家族から「会社が労災保険の手続きを行ってくれない。」との相談を受け、労災隠しの疑いがあるとして捜査を開始した。
- (2) 労働安全衛生法第 100 条（労働安全衛生規則第 97 条第 1 項）では、休業 4 日以上労働災害が発生した場合に、事業者に対し、労働災害が発生した旨の報告書（労働者死傷病報告）を労働基準監督署に対し、遅滞なく、提出することを義務付けている。

## 関係法令

- 労働安全衛生法  
(報告等)

### 第100条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 労働安全衛生規則（省令）  
(労働者死傷病報告)

### 第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- (罰則)

### 第120条5号

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者。



沖縄労働基準監督署発表  
平成 29 年 2 月 15 日

【照会先】  
沖縄労働基準監督署  
監督課長 大城覚  
(電話) 098-982-1263  
(夜間) 098-982-1264

### 労働安全衛生法違反の疑いで建設業者を書類送検

本日、沖縄労働基準監督署（署長 長濱直次）は、平成 28 年 7 月 8 日米軍嘉手納飛行場（嘉手納基地）内の建築現場において建物の庇の解体作業中に発生した死亡災害について、物体の落下による危険の防止措置を行っていなかったとして、4 次下請の個人事業主（34 歳男性）及び 2 次下請の現場責任者（52 歳男性）を労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁沖縄支部へ書類送検した。

#### 記

#### 1 被疑者

- (1) 豊見城市内で建設業を営む 4 次下請業者の個人事業主 X
- (2) 嘉手納町内で建設業を営む 2 次下請業者 A の現場責任者 Y

#### 2 違反条文

個人事業主 X（4 次下請）

- ・ 労働安全衛生法第 21 条第 2 項  
労働安全衛生規則第 537 条第 1 号（物体の落下による危険の防止）
- ・ 安全衛生法第 119 条第 1 号（罰条：50 万円以下の罰金）

現場責任者 Y（2 次下請）

- ・ 労働安全衛生法第 21 条第 2 項  
労働安全衛生規則第 537 条第 1 号（物体の落下による危険の防止）
- ・ 刑法第 60 条（共同正犯）

#### 3 事件の概要

平成 28 年 7 月 8 日米軍嘉手納飛行場（嘉手納基地）内の建築現場で地上約 5 メートルにある建物庇を解体するため、下準備としてコンクリートカッターを用いて庇に切れ込みを入れる作業を行う際、当該庇は落下する危険があったにもかかわらず、立入区域の設定等の危険を防止するための措置を講じていなかったことから、当該庇の下でドラック・ショベルの誘導をしていた個人事業主 X が使用する労働者が崩れ落ちた庇（長さ約 12 m、幅約 1 m、厚さ約 12 cm、重さ約 5.4 t）の下敷きとなり死亡した。

個人事業主 X と現場責任者 Y は、物体が落下による危険の防止措置を講じる責任があるにもかかわらず怠ったものである。